

クリーンな店舗づくり事業補助金

感染症対策として、3密の回避や衛生環境を改善するために店舗の増改築などの工事を行う市内飲食店に対する補助金

対象事業者 市内飲食店

補助対象 市内に本社もしくは支社を有する法人または個人に依頼して実施する増改築工事で、①～③のいずれかに該当する工事のうち、店舗の増改築に要する経費や建物と一体となって機能する設備費

①衛生環境を改善するための工事

手洗い場の自動化、店内入り口の自動化など

②密閉を回避するための工事

窓や網戸の設置、換気扇の設置など

③密集・密接を回避するための工事

店内スペースの拡張、可動式間仕切りの設置など

補助額 最大300,000円(補助率4/5)

※既存の『店舗リフォーム補助金』との併用が可能です。

※申請方法など、詳しくは市公式ウェブサイトをご覧ください。商工労政グループにお問い合わせください。

問い合わせ 商工労政グループ
(アーニス内・☎⑤2171)



持続化給付金

大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を下支えするための給付金

対象 令和2年1月から12月までの間で、1カ月の売り上げが、前年同月比で50%以上減少している事業者

給付額 法人2,000,000円、個人事業者1,000,000円(昨年1年間の売り上げの減少分が上限)

申請期限 令和3年1月15日(金)

問い合わせ 持続化給付金事業コールセンター(☎0120-115-570)



雇用調整助成金(特例措置)

事業活動の縮小を余儀なくされた事業者が、一時休業などを行い、従業員などの雇用維持を図った場合の助成金

対象 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中小企業

助成内容 4月1日から6月30日までにを行った休業等にかかる休業手当に対する助成など

※助成内容や対象が大幅に拡充されていますので、詳しくは問い合わせください。

問い合わせ 学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター(☎0120-3999)、ハローワーク室蘭(☎②8689)



店舗等賃借料サポート給付金

売り上げが減少し、かつ店舗などの賃借料を負担している市内の中小・小規模事業者や個人事業主に対して、事業の継続を支援するための給付金

対象(全てに該当する方)

①持続化給付金の給付要件に該当していない

②1月から4月までのいずれかの月の売り上げが、前年同月と比較して20%以上50%未満の範囲で減少している

③申請日時点で、店舗等(本人もしくは3親等以内の親族が所有する店舗等や居宅を除く)の賃貸借契約を締結し、賃借料を負担している

支給額 一律100,000円

※申請方法など、詳しくは市公式ウェブサイトをご覧ください。商工労政グループにお問い合わせください。

申請期限 6月30日(火)

問い合わせ 商工労政グループ(アーニス内・☎⑤2171)



休業協力・感染リスク低減支援金

北海道からの休業等の要請に協力いただき、感染リスクを低減する自主的な取り組みを行った事業者に対する支援金

対象 北海道の要請を受け、4月25日から5月15日までの期間、継続して休業もしくは酒類の提供時間を短縮した中小企業や個人事業主

支援額 休業した法人300,000円、休業した個人事業者200,000円、酒類の提供時間を短縮した法人・個人事業者100,000円

申請期限 7月31日(金)

※申請方法など、詳しくは問い合わせください。

問い合わせ 休業協力・感染リスク低減支援金お問い合わせセンター(☎011-351-6469)



! 給付金などを装った詐欺にご注意を !

市や総務省などが、現金自動預払機(ATM)の操作をお願いしたり、受給のために手数料の振り込みを求めることは絶対にありません。

また、新型コロナウイルスに関連した悪質商法も懸念されています。家族や周囲の方などに相談し、冷静な対応をお願いします。不安に思うことがありましたら、まずご相談ください。

相談先

登別市消費生活センター(☎⑤3491)

消費者ホットライン(☎188)

新型コロナウイルス給付金関連消費者ホットライン(☎0120-213-188)

今号で紹介した支援策などは、5月11日(月)時点において、行われているまたは行われる予定の取り組みのうちの一部となります。今後、新たに予定されているものなどについては、市公式ウェブサイトなどで、随時お知らせしますので、ご確認ください。

